

熊谷市飲酒運転根絶宣言証の交付に関する要綱

平成29年11月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷警察署と熊谷市が連携し、飲酒運転の根絶に向けた市民気運の醸成及び高揚を図るとともに、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進するため、飲酒運転根絶を宣言する飲食店または事業所に対し飲酒運転根絶宣言証(様式第1号。以下「宣言証」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 宣言証の交付の対象となる飲食店及び事業所は、来店し、または来所する者(以下「来店者等」という。)に酒類(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条第1項に規定する酒類をいう。以下同じ。)を提供する市内の飲食店または事業所(以下「酒類提供飲食店等」という。)で、次の各号に掲げる事項を全て行うものとする。

- (1) 来店者等に対し、自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車(以下「自動車等」という。)による来店または来所であるか確認すること。
- (2) 酒気を帯びて自動車等を運転することとなるおそれのある来店者等に対し、酒類を提供しないこと。

(交付の申請)

第3条 宣言証の交付を受けようとする酒類提供飲食店等の経営者は飲酒運転根絶宣言証交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(宣言証の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請内容を審査し、熊谷警察署長と協議の上、適当と認めるときは、当該申請をした者に宣言証を交付するものとする。

(宣言証の掲示)

第5条 前条の規定により宣言証の交付を受けた酒類提供飲食店等(以下「飲酒運転根絶宣言店」という。)の経営者は、宣言証を店舗の出入口等、来店者等の見やすい場所に掲示しなくてはならない。

(申請内容の変更)

第6条 飲酒運転根絶宣言店の経営者は、第3条の規定により提出した申請書の内容に変更があったときには、速やかに飲酒運転根絶宣言証交付申請事項変更届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(宣言証の返還)

第7条 飲酒運転根絶宣言店の経営者は、第2条各号に掲げる事項の実施が困難であるときまたは、廃業しようとするときには飲酒運転根絶宣言証返還届(様式第4号)に宣言証を添えて市長に届け出なければならない。

第8条 市長は、飲酒運転根絶宣言店が次号のいずれかに該当すると認めるときは、当該

飲酒運転根絶宣言店に対し、飲酒運転根絶宣言証返還請求書（様式5号）により宣言証の返還を求めるものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事項の実施が困難であると認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、飲酒運転根絶宣言店として適当でないとき。

2 第1項の規定により宣言証の返還を求められた飲酒運転根絶宣言店の経営者は、宣言証を市長に返還しなければならない。

(整理簿の作成)

第9条 市長は飲酒運転根絶宣言証交付整理簿（様式第6号、以下「整理簿」という。）を作成し、次の各号のいずれかに該当するとき、熊谷警察署長にその旨の連絡をし、以下の処理をするものとする。

- (1) 第4条により宣言証を交付したとき、必要事項を整理簿に記載する。
- (2) 第6条による申請内容の変更があったとき、整理簿の当該部分を修正する。
- (3) 第7条または第8条により宣言証の返還があったとき、その飲酒運転根絶宣言店を整理簿から削除する。

(飲酒運転根絶宣言店の公表)

第10条 市長は飲酒運転根絶宣言店の名称、所在地、電話番号、その他必要事項を本市のホームページにおいて公表するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成29年11月21日から施行する。